

寒川町移住促進 Web 広告配信 事業者選定基準

1 審査の概要

(1) 審査の方法

ア 本事業の公募に応募する者（以下、「応募者」という。）からの本事業の実施に係る提案書の提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。

イ 審査の方法は、応募者の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、応募者からの提案価格および提案書の提案内容に関する「提案審査」による２段階で実施する。

ウ 資格審査は、本事業への参加表明を行った者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとする。

(2) 審査の体制

ア 寒川町職員により審査するものとする。

イ 提案書について本事業者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。町は、この結果を踏まえて、本事業の優先交渉権者を決定するものとする。

(3) 審査の手順 審査の手順は、次のとおりとする。

ア 参加申込書の受付

イ 参加資格要件の確認（資格審査）

ウ 企画提案書の提出

エ 提案審査

オ 最優秀提案の選定

カ 優先交渉権者の決定

2 審査基準

(1) 資格審査 実施要領において示す応募者の備えるべき参加資格要件の具備について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 提案価格の確認 参加資格審査を通過した者の本事業に対する提案価格が、提案限度額を超えていないことを確認する。この提案価格が提案限度額を超える場合は失格とする。

イ 提案内容の審査 提案書の内容について、次に示す審査項目ごとに、「提案内容の評価点の配点」に基づき、採点する。審査項目ごとに審査者の評価点の平均値を算出し、合算したものを総得点として提案内容の

評価点とする。得点化の際は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位まで算出するものとする。

< 提案内容の評価点の配点 >

審査項目	審査の視点	配点
的確性	セグメンテーション及びターゲティングは的確で根拠となるデータが示されているか。	20
独創性	提案事業者のノウハウや知識・経験を生かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案となっているか。	20
効果への期待	広告に使用する媒体、配信方法、目標設定など十分な説明がなされ、移住及びブランディングにおいて高い効果が期待できるか。	20
効果検証	効果を正しく検証して取組内容を改善する仕組みができているか。	40
業務の理解度	本業務の目的及び趣旨を的確に理解し、明確かつ具体的な提案となっているか。	40
実施体制	事業内容の実施に当たり十分な人員配置、役割分担がなされているか。	10
価格	本プロポーザルにおける提案価格の最低金額に対する割合で算出 10 点×提案価格のうち最低価格／提案価格	10

< 評価点付与基準 >

評価区分	判断基準	評価点
A	提案内容が、優れている	配点×1.0
B	提案内容が、概ね優れている	配点×0.8
C	提案内容が、普通である	配点×0.6
D	提案内容にやや不安がある	配点×0.4
E	提案内容に不安がある	配点×0.2